

議員提出議案第4号

伊丹市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年3月24日提出

提出者

伊丹市議会議員 齊藤 真治

伊丹市議会議員 佐藤 良憲

伊丹市議会議員 花田康次郎

理由

人口減少が進む日本において、都市部にある伊丹市においても人口減少を迎えようとしている。効率的・効果的な議会運営をさらに推進し、また、子ども子育て事業への活用を要望するための財源を生み出すため、伊丹市議会議員定数を2人削減することが適当であると考えることから、本条例の改正を提案する。

伊丹市議会議員定数条例の一部を改正する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

伊丹市議会議員定数条例（平成12年伊丹市条例第43号）の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「26人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。